

## 当社にて鉄道分野初となる特定技能外国人を受入れます！

我が国の深刻な人材不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度「特定技能制度」の運用が平成31年4月1日に開始されました。鉄道分野については、令和6年3月に特定産業分野への追加が閣議決定され、同年9月に鉄道分野における上乗せ基準告示※が公布・施行されたことで、軌道整備・電気設備整備・車両整備・車両製造・運輸係員の業務区分において、特定技能外国人の受入れが可能となりました。

これを受け、本日11月27日、出入国在留管理庁により、当社で雇用契約を締結しているベトナム人1名に対し、「特定技能1号」の在留資格が許可され、鉄道分野において初となる特定技能外国人が誕生いたしました。

国内人材の確保・育成、作業効率化等による生産性向上に加え、特定技能外国人の雇用により、日本の鉄道の安全・安定運行に引き続き寄与してまいります。

※鉄道分野に特有の事情に鑑みて個別に特定技能所属機関（外国人材受入れ企業）等に対して定める基準

### <特定技能外国人の概要>

- ・許可日：令和6年11月27日
- ・国籍：ベトナム
- ・日本語能力：日本語試験N1
- ・経歴：2017年11月から2024年7月まで在留資格「技能実習（電気機器組立：配電盤制御盤組立作業）」、2024年7月から2024年11月まで在留資格「特定活動」により当社にて鉄道車両の配電盤及び配電盤部品組立等の業務を担当
- ・本人のコメント：今の仕事が好きで、今回鉄道分野に特定技能が新設されることを知り特定技能への変更申込みをしました。まだまだ仕事に未熟な部分もあり、鉄道車両製造で未経験の仕事もたくさんあります。もっともっとスキルアップしたいのと日本語の語彙力もまだまだですので引き続き日本語の勉強も続けていきます。



▲特定技能外国人本人の作業風景

≪添付資料≫

- ・誕生！！！！鉄道分野初となる特定技能外国人！

～鉄道分野において「特定技能1号」の在留資格が初めて許可されました！～

(国土交通省プレスリリース)

([https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo07\\_hh\\_000284.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo07_hh_000284.html))

問い合わせ先

サーミット工業株式会社 総務部 米田

TEL : 06-6421-3310

メール : [info@sirmit-gr.co.jp](mailto:info@sirmit-gr.co.jp)

以上